

大阪府循環型社会推進計画

(抄)

平成 24 年 3 月

大阪府

はじめに

私たちが目指す循環型社会では、全てのものを資源として循環的に利用することが基本で、再生された資源が原材料として利用されることが当たり前のこととなっています。それは人類の貴重な財産である限りある資源を長期にわたって活用することで、地球環境を保全し、次世代に健康で豊かな社会を受け継いでいくことでもあります。

大阪府では、これまで環境総合計画や循環型社会形成推進条例に基づき、循環型社会の形成に努めてきましたが、分別時に府民の手間がかかること、回収やリサイクル時の負担がかさむこと、さらに再生資源に対する製造事業者の認識が十分でなかったことなど、資源循環の各段階において多くの課題があり、その結果、有効利用されるべき資源の多くが無駄に処分されてきました。

資源の無駄遣いを無くし、有効利用を進めるためには「使用→回収→再資源化→製造→使用」という広い社会経済活動の中で資源の循環が円滑に行われることが必要であり、社会の仕組みそのものを循環型に変革していくことが求められます。

例えば、ものの使用段階では、消費者はものを大切に長く使うとともに、使用後にはリユースやリサイクルに協力する、また、リサイクル段階では単にリサイクルするだけでなく、その質の確保と向上が図られ、製造事業者のニーズにあった高品質の再生資源が安定的に供給される、さらに製造段階では再資源化された原材料が優先的に使用され、その結果製造されたリサイクル製品が積極的に購入されるというように、社会全体を循環型のシステムに変えていく必要があります。

こうした状況から、大阪府ではこれまでの「大阪府廃棄物処理計画」における廃棄物の減量と適正な処理に加え、近い将来にあるべき循環型社会を目指すものとして、このたび「大阪府循環型社会推進計画」を策定しました。

循環型社会の形成には、府民、事業者、行政が各々の果たすべき役割を認識したうえで連携・協働していくことが必要です。この計画に掲げた取組みを、大阪に関わるみなさまと力を合わせて取り組んでまいります。

1	計画の位置づけ	1
2	計画の期間	1
3	計画の目標	1
4	目指すべき循環型社会の将来像	4
5	施策の基本方針	7
6	主な施策	8
	(1)リデュース・リユースの推進	8
	(2)リサイクルの推進	9
	(3)リサイクルの質の確保と向上	11
	(4)適正処理の推進	略
	(5)配慮事項	略
7	各主体の行動指針	略
8	計画の進行管理	略

1 計画の位置付け

本計画は、「大阪21世紀の新環境総合計画」の分野ごとの実行計画であるとともに、

①「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」第5条の5に基づく都道府県廃棄物処理計画

②「大阪府循環型社会形成推進条例」第6条に基づく基本方針

③「大阪府循環型社会形成推進条例」第8条に基づく行動指針を統合して策定したものです。

2 計画の期間

本計画は、平成27年度を目標年度とする5カ年計画です。

3 計画の目標

(1) 一般廃棄物

一般廃棄物の排出量（事業系資源化量を含む。）を平成27年度には305万トンに削減するとともに、再生利用率を29%に向上させることで、最終処分量を35万トンに削減することを目標とします。

<一般廃棄物に係る目標の内訳>

(単位：万トン)

		H22年度 (実績)	H27年度 (単純推計)	H27年度 (目標)
排出量	資源化物 (※1)	総量	65	71
		市町村回収量 (うち資源化量)	17 (14)	24 (21)
		集団回収量	24	24
		事業系資源化量(※2)	24	24
	処理対象物 (うち処理後資源回収量)		305 (4)	288 (4)
	合計	事業系資源化量を含まない	346	336
	事業系資源化量を含む	370	360	
再生利用率	事業系資源化量を含まない	12%	14%	
	事業系資源化量を含む	18%	20%	
中間処理による減量		254	240	
最終処分量		50	47	

(※1) ここでいう「資源化物」とは、市町村が回収する「資源ごみ」、自治会等による集団回収、事業系一般廃棄物のうち事業者が独自に資源化するものの3種類

(※2) 一般廃棄物の多量排出事業者から市町村に報告のあった実績量で、報告義務の無い小規模事業者による資源化量は含まない。

《参考：目標設定の考え方》

1. 排出量

○生活系ごみ

- ・ 厨芥類（生ごみ）の「水切り」、「調理くず及び食べ残しの削減」を実践することで、**20%**削減。

〔 水切りで、生ごみの **10～20%**減量が可能
生ごみ中、**56%**が調理くず、**39%**が食べ残し 〕

- ・ 実践家庭の割合は、ごみ有料制の導入状況により **30～80%**を想定
→ 約 1 6 万トン削減

○事業系ごみ

- ・ 混入産業廃棄物の削減により **11%**削減
→ 約 1 5 万トン削減
- ・ 資源化可能な古紙類の分別により **17%**削減
→ 約 2 3 万トン削減

2. 再生利用量

○容器包装廃棄物

- ・ 回収率を **H22** 年度実績の **33.2%**から **60%**に向上
→ 約 1 6 万トン増加

○集団回収

- ・ **1 人 1 日**当たりの回収量を **H22** 年度実績の **74g** から **90g** に向上
→ 約 5 万トン増加

(2) 産業廃棄物

平成 27 年度における産業廃棄物の排出量等の目標は、平成 22 年度実績、平成 27 年度の単純推計（排出抑制等の対策を見込まない）の状況を踏まえ、次表のとおりとします。

<産業廃棄物に係る目標の内訳>

(単位：万トン)

	H22 年度 実績	H27 年度 単純推計	H27 年度 目標
排出量	1, 4 5 0	1, 5 8 5	1, 5 6 5
再生利用量	4 5 7	5 3 7	5 5 1
再生利用率	3 2 %	3 4 %	3 5 %
中間処理による減量	9 4 6	9 8 5	9 6 5
最終処分量	4 7	5 5	4 9

《参考：目標設定の考え方》

目標量の設定においては、発生抑制（排出量削減）及び再生利用量による減量化について検討を行いました。

発生抑制については、事業者における取組状況などを踏まえ、業種別に排出量の削減率を設定しました。

また、再生利用量等については、事業者における取組状況や他計画における目標などを踏まえ、目標年度における再生利用率等を設定しました。

1. 発生抑制による排出量の削減

業 種	H27 年度単純推計に対する 排出量の削減率
製造業	2 %
その他の業種（上下水道を除く）	1 %

2. 再生利用量の増加及び排出抑制による最終処分量の削減

業 種	H22 年度 実績	H27 年度 目標設定
建設汚泥の再生利用率	7 0 %	8 2 %
建設混合廃棄物の再生利用率	4 0 %	5 5 %
建設混合廃棄物の排出量削減比率	—	H22 年度比 6 % 減
建設発生木材の再生利用率	8 3 %	9 5 %
製造業の再生利用率	3 7 %	4 4 %

4 目指すべき循環型社会の将来像

(1) 目指すべき循環型社会の将来像（長期的視点）をイメージしました。

資源の循環的な利用が自律的に進む社会が構築され、使用済みとなったものはほぼ全量が再生原料として使用され、製品として購入されることによって循環している。その結果、天然資源の消費が削減されるとともに処分しなければならない廃棄物の排出量が最小限に抑えられ、最終処分量も最小限となっている。

(2) 循環型社会の将来像（長期的視点）を目指して、「もの」の製造から廃棄に至る過程における生活様式、事業活動、適正処理の視点での社会の具体像をイメージしました。

◎生活様式

- ・ものの購入時には、ごみになりにくいもの、使用後のリサイクルが容易なもの、長期間使用できる製品のほか、再生資源を用いたリサイクル製品が優先的に購入されている。
- ・修理（リペア）や機能追加（グレードアップ）による長期間使用や、フリーマーケット、リサイクルショップを活用したリユースの考え方が広く普及している。
- ・家庭での減量化などの排出抑制のほか、使用後のものの廃棄の際には、適切な分別排出によりリサイクルに積極的に協力している。
- ・リース、レンタルなどの利用により、ものを所有することから機能のみを所有するという考え方が広がっている。

◎事業活動

- ・原材料には、再生資源や再生可能な資源等が選択されている。
- ・製品の設計時には、ごみになりにくいもの、使用後のリサイクルが容易なもの、長寿命化への配慮が徹底されている。
- ・販売した製品の長期間使用をサポートするため、修理（リペア）や機能追加（グレードアップ）、改修の体制が整備されている。
- ・リース、レンタルに加え、拡大生産者責任の考え方に基づく、製造事業者による使用済み製品の回収、再生利用が広く普及している。
- ・循環資源にかかる情報の開示・データベース化により業種を越えた効率的なリサイクルシステムが整備されている。

◎適正処理

- ・経済活動で使用されたものは、様々なシステムにより、その多くが循環的な利用がされており、どうしてもリサイクルできないものだけが、最終的に廃棄物として処分されている。
- ・排出者による適正処理の徹底、関係機関による監視網の整備、土地所有者による自主管理の徹底、廃棄物処理業者の優良化などにより社会全体に不適正処理を許さない機運が熟成し、不法投棄や不適正保管は未然に防止されている。
- ・廃棄物の処理施設では、資源化施設が設置され、再使用、再生利用した後、素材としてリサイクルできないものは、焼却時に熱回収が行われている。

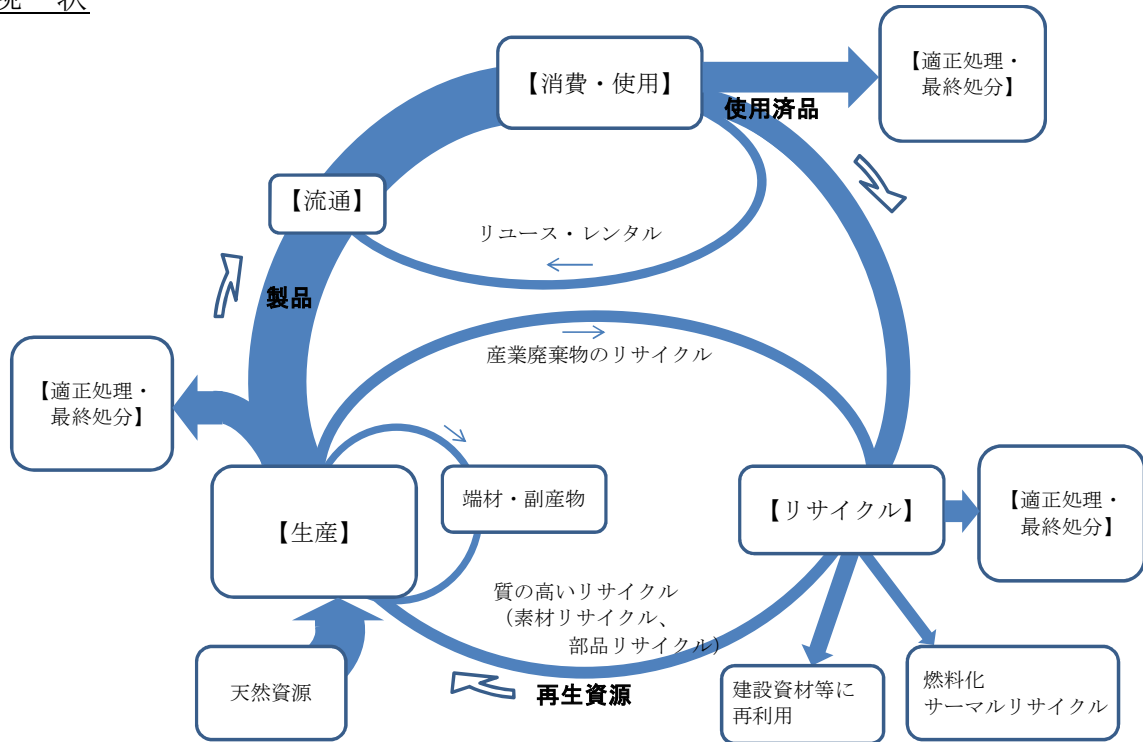
(3) 目指すべき循環型社会の将来像に至るまでの資源循環の流れと取組みの方向性のイメージを次頁にまとめました。図における線の太さがものの流れの「量」を表しています。

現状では、「生産」から「消費・使用」に至る量が最も多くなっています。これは、高度経済成長期以降の大量生産・大量廃棄と呼ばれる社会システムの特徴であり、その結果、「生産」段階で大量の天然資源が投入され、「消費・使用」後には使用済み品が大量の廃棄物として処理され、最終処分されています。

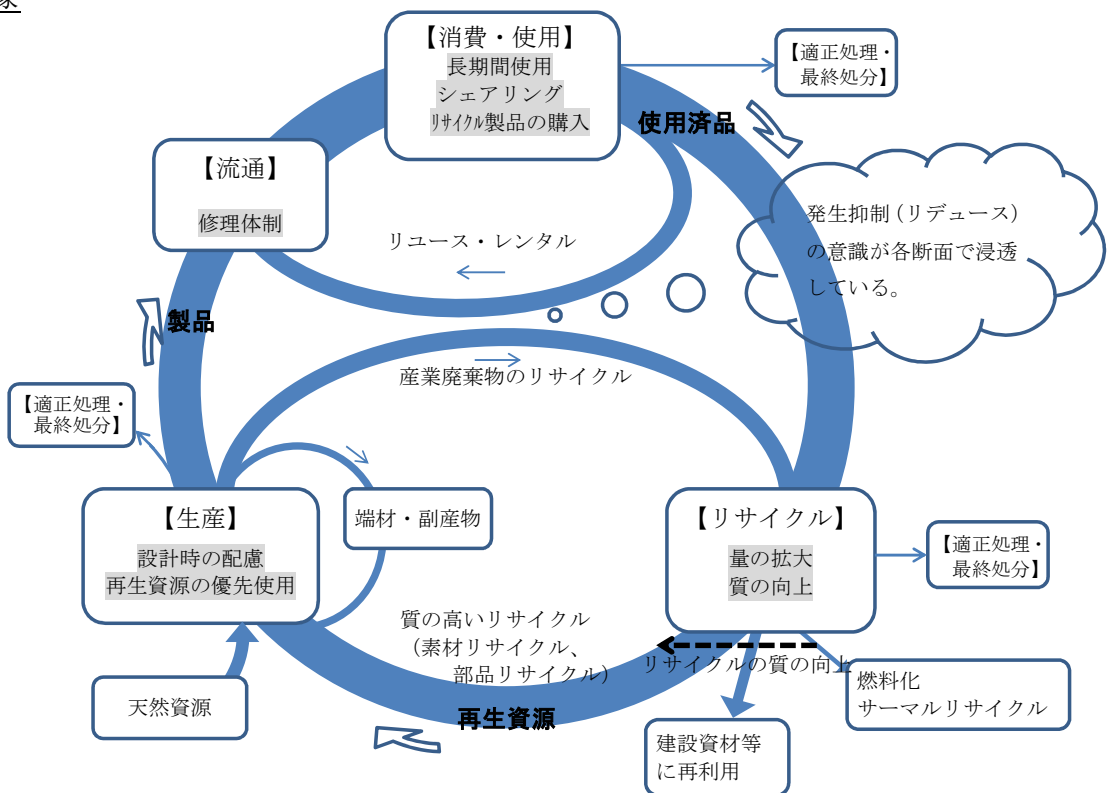
目指すべき将来像では、「消費・使用」に向かう製品の流れは、概ね現状の規模を維持しながら、「消費・使用」の後、廃棄物として処理・最終処分される量が限りなく少なくなるのを目指すものです。これは、使用済み品が「リサイクル」され「生産」に向かう量を増やすことで、外部からの天然資源の投入量を削減し、循環的な利用がされず処理・最終処分される量が最小化されることによって実現するものです。また、その際「リサイクル」の段階では、素材へのリサイクルなど、より質の高いリサイクルが優先されています。

《循環型社会における資源循環の流れ》

現 状



将来像

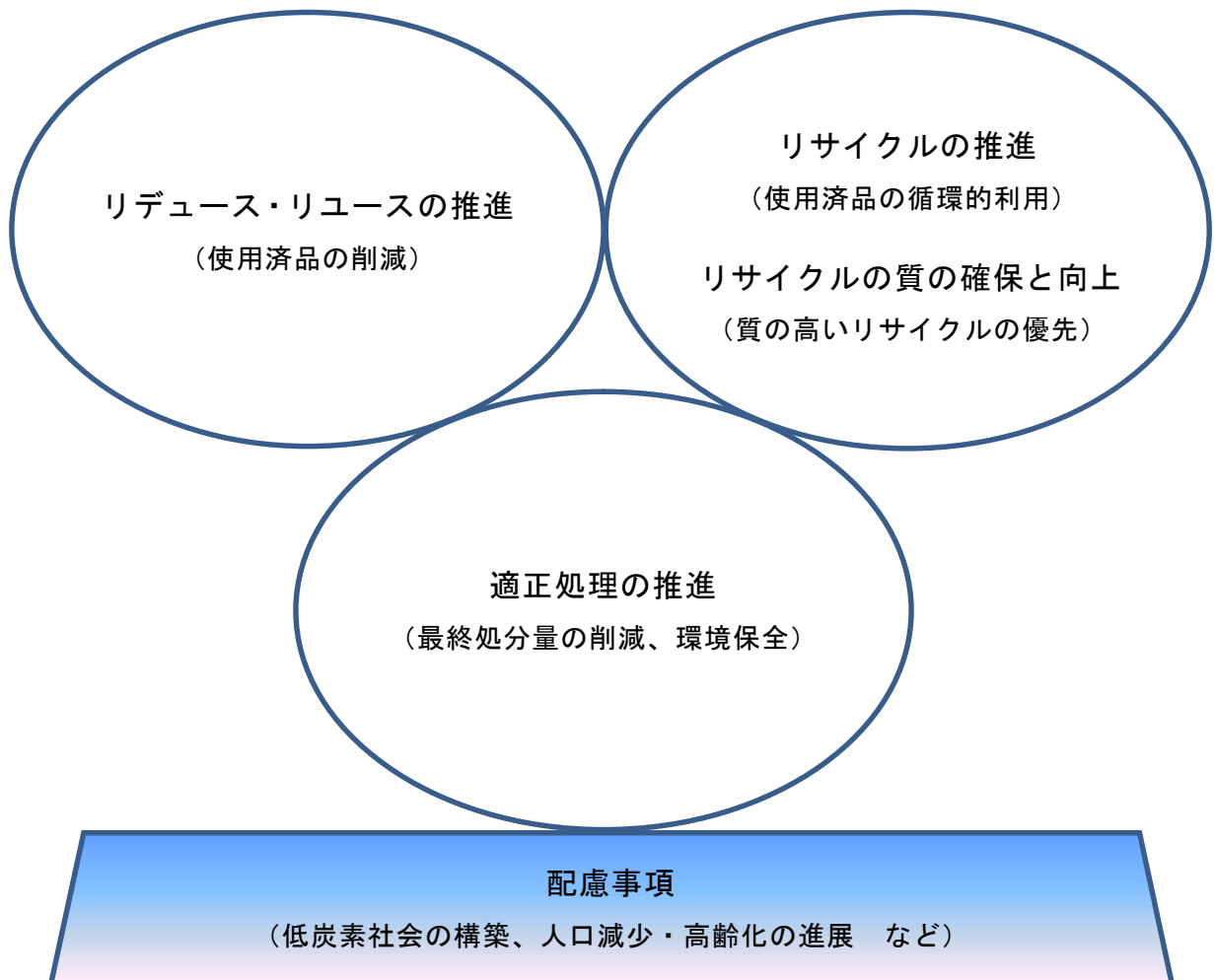


5 施策の基本方針

「計画の目標」を達成し、「目指すべき循環型社会の将来像」の構築に向けた取組みを進めるため、まず、「リデュースとリユース」の推進により使用済みとなるものの発生量を削減し、さらに「リサイクル」の推進により使用済みとなったものの循環的な利用を進めることで天然資源の消費量と処分しなければならない廃棄物の削減を進めます。リサイクルに際しては、「リサイクルの質の確保と向上」の観点から素材へのリサイクルなど繰り返しリサイクルが可能なより質の高いリサイクルを優先することとします。また、処分しなければならない廃棄物は最終処分量を削減するとともに環境への悪影響が生じないよう「適正処理」を推進します。

さらに、これらの取組みを進めるに当たっては、「低炭素社会」の構築や「人口減少・高齢化」の進展等によるごみの排出形態の変化などに配慮することとします。

施策の基本方針



6 主な施策

(1) リデュースとリユースの推進

○ごみを出さないライフスタイル・事業活動の促進

- ・ごみになりにくい商品の製造や簡易包装の推進など、ごみの排出を抑えた商品の製造・販売を基本とする事業活動を促進するとともに、消費者がそのような商品を積極的に購入したり、自らもマイバッグの持参によるレジ袋の削減やリース・レンタルの利用など、ごみを出さないライフスタイルが定着するように努め、消費者が社会の発展と改善に積極的に参加する「消費者市民社会」^(※)の構築による取組みを促進します。

(※) 欧米において生まれ、平成 20 年版国民生活白書で取り上げられた考え方。経済社会が複雑化・高度化する中、消費者・生活者の視点から社会構造を組み立て直すべき時代の転換期に、消費者・生活者が社会の発展と改善に積極的に参加する社会を意味している。

- ・このため、府民団体や事業者団体、行政等で構成する「大阪府リサイクル社会推進会議」を活用し、各主体が協働した実践活動を促進します。

○家庭ごみの有料化の促進

- ・家庭ごみの有料化は、ごみ処理には経費が必要であるということを出し手が認識し、排出抑制やリサイクルに対する取組みを促進することや、ごみ処理を含めた環境対策予算の確保、ごみの排出量に応じた負担の公平化などに有効であることから、府では導入を検討する市町村に対し、導入のための手法や先進事例の情報提供などの支援を行います。
- ・その際、手数料収入とその使途、ごみ減量効果などの情報公開により住民の理解を得ることに加え、リバウンド現象が起こりにくい制度設計や排出削減の受け皿となる資源ごみの分別収集の拡充などに留意します。

○建築物、製品等の長期的活用の促進

- ・府有建築物の適切な維持管理や改修により、機能保持や向上を図り、良質なストックとして長期的に活用することで廃棄物の発生抑制に努めます。また、再生可能資源である府内産木材の利用を促進するため、効率的に搬出・利用する仕組みを民間企業等と連携して構築します。
- ・製品の長期間使用を促進するため、事業者に対し修理体制の整備を働きかけるとともに、消費者にもものを大切にする意識の啓発などを行い、使用済みの不用物の発生抑制に努めます。

○リユースの推進

- ・フリーマーケットやリサイクルショップなどを通じた使用済みとなったものの再使用、レンタルなどによる商品の再使用、製造事業者が回収した使用済製品のうち使用可能な部品等の再使用などのいわゆるリユースの取組みを「大阪府リサイクル社会推進会

議」を活用し、各主体に働きかけます。

(2) リサイクルの推進

○事業者、府民によるリサイクルの取組みの促進

- ・再生資源業者による回収、地域の自治会や子供会の集団回収、小売店の店頭回収など、事業者、府民による自主的なリサイクルの取組みを各主体と連携して促進します。
- ・産業廃棄物を多量に排出する事業者について、多量排出事業者制度に基づく処理計画書の公表、処理実績を踏まえた助言等を通じて、産業廃棄物の発生抑制・リサイクルの取組みを促進します。

○府民等への適正排出の啓発等

- ・古紙や容器包装などのより一層のリサイクルを推進するためには、府民が排出段階で市町村の分別区分を遵守することが重要です。また、使用済家電についてはリサイクルが義務付けられていますが、最近、軽トラックなどで地域を巡回するなどして家電等を回収する「不用品回収業者」が見受けられますが、このような業者を経由して集められた使用済家電が不適正に処理されるケースもあります。
- ・このため、市町村の分別区分の遵守や使用済家電の適正なりサイクル方法等について府民等への啓発に努めます。
- ・また、適正なりサイクルを推進するため、関係機関と連携して不用品回収業者に対する指導を行います。

○広域的なりサイクルの取組みの推進

- ・効率的で効果的なリサイクルを促進するためには、確実に透明性の高いリサイクルについて市町村の区域を越えて広域的に取り組むことが重要であるため、制度面の課題や推進のための仕組みなどの検討を進めます。その際には、活発な経済活動に伴って多種多様なものが消費・排出されていることや効率的な選別、高いリサイクル率の確保など高い技術力を有する再生資源業者が以前からリサイクルに取り組んでいることなどの府域の社会的条件を考慮します。

○容器包装リサイクルの推進

- ・空き缶、空き瓶等は殆どの市町村で分別して収集されていますが、今後は取組みの遅れている紙製容器包装やプラスチック製容器包装の分別収集を大阪府分別収集促進計画（第6期）に沿って市町村に働きかけます。

○家電リサイクルの推進

- ・使用済家電品の適正な処理及び資源の有効な利用の確保のため、使用済家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）の適正なりサイクルを進める必要があります。
- ・大阪府では、再生資源業者を活用し、消費者の負担軽減を図る「家電リサイクル大阪

方式」を推進し、消費者等への周知・啓発に努めます。

○自動車リサイクルの推進

- ・使用済自動車のリサイクルに関わる関連事業者（引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破碎業者）に対して、登録・許可時の審査、立入検査及び電子マニフェスト制度に基づく引取り、引渡し状況の監視を通じて、廃棄物の適正な処理、環境汚染の防止とともに、リサイクルが促進されるよう指導を徹底します。

○建設廃棄物の発生抑制・リサイクルの促進

- ・建設廃棄物については、最終処分量が産業廃棄物全体の **41%**を占めており、その中でも最終処分量の多い、建設混合廃棄物及び建設汚泥の発生抑制・リサイクルを促進することが重要です。
- ・このため、建設混合廃棄物については、分別排出の実施を工事業者等に促すとともに排出後の中間処理施設における分別・有効利用の情報提供を行います。また、建設汚泥については、適正な管理の下での現場内利用等を促進します。

○食品リサイクルの推進

- ・府域における食品廃棄物の再生利用等を促進する観点に加え、その殆どが水分でごみ焼却施設での焼却処理が困難であるスーパーや卸売市場で発生する魚腸骨（魚あら）を市町村と協力してリサイクルによる有効利用に努めます。

○上下水汚泥のリサイクルの促進

- ・下水汚泥については、これまで主に建設資材としての活用を図ってきましたが、建設工事での取り扱い上の問題や、需要の減少、割高な費用により、リサイクルが進みにくい状況であり、その時代の新しい汚泥処理技術の開発状況も踏まえ、バイオマスイネルギーとしての活用など、安定した需要が見込めるリサイクルの取組みを進めます。
- ・上水汚泥については、これまで主としてセメント原料としてリサイクルされてきましたが、セメント需要の減少から、建設資材や園芸用土などのリサイクルを進めます。

○し尿処理汚泥の資源化の促進

- ・し尿等の処理については、効率的な衛生処理にとどまらず、メタンガス化をはじめとする各種資源化技術による汚泥の有効利用についても検討が必要となっています。
- ・地域特性等を考慮し、し尿処理由来汚泥が有効利用できるよう、資源化施設の整備を促進します。

○都市鉱山の活用

- ・都市鉱山と例えられるように、小型電気電子機器の電気基盤等からは有用な金属資源が回収可能であるなど、都市化の進んだ大阪府域には不用となったものの中にも、まだ有効に活用されていないものが多くあります。
- ・現在、国において小型電気電子機器リサイクル制度の検討が行われており、その検討状況も踏まえつつ、市町村や事業者と連携し、回収・再資源化のシステムが構築され

るよう努めます。

○再生資源業者の活用及び育成

- ・事業者、住民による自主的なリサイクルを進める上で、再生資源業者は不用物の回収から再資源化に至る重要な役割を果たしています。
- ・このため、廃棄物再生事業者登録制度の運用等により優良な再生資源業者の育成と活用に努めるとともに、市町村とともに再生資源業界の振興策やより効率的なリサイクルのための調査研究などを行います。

○再生品の利用促進

- ・資源の循環的な利用が自立的に進む循環型社会を構築するには、リサイクルにより製造された再生品の利用を促進することが必要です。
- ・このため、大阪府では消費者の再生品の品質に対する不安を解消し、その需要の拡大を図るため、主に府内で発生した循環資源を利用して製造された再生品のうち、一定の基準を満たすものを「大阪府認定リサイクル製品(なにわエコ良品)」として認定し、その普及に努めます。

○大阪府エコタウンプランの推進

- ・新技術、新システムを導入したリサイクル施設の整備を促進し、環境関連産業の振興を通じ大阪産業の活性化を図ることなどを目的とした「大阪府エコタウンプラン」を推進するため、関係自治体・事業者と協働でリサイクルの一層の推進、周辺環境への配慮等の基本的考え方のもと、エコタウンに関する情報発信や各主体との交流・連携の促進などに取り組んでいきます。

(3) リサイクルの質の確保と向上

○質の高いリサイクルの優先

- ・リサイクルには、同じ素材のものにリサイクルされるものもあれば、化学原料として別の素材になるものや形状を整えて建設資材に利用されるもの、焼却し熱回収を行うものなども含まれますが、熱回収などは一回限りのリサイクルであり、リサイクルの質という観点からは、好ましいものとは言えません。一方、素材としてリサイクルされたものは、繰り返し循環的に利用することが可能であり、質の高いリサイクルと言えます。
- ・リサイクルの際には、省資源・資源循環のためにより有効な質の高いリサイクルの優先を促進することとし、例えば、空きびん類はガラス原料としての利用拡大が図れるよう回収するものの性状やリサイクル施設的能力などに応じた回収から再資源化に至る総合的な取組みが促進されるよう努めます。コンクリート塊についても道路路盤材等に利用されていますが、コンクリート原料としての利用を公共工事発注機関等と連携して進めます。

- ・また、こうした促進にあたっては、リサイクルに必要なエネルギー量、大気、水質等の環境への影響などの環境保全上の観点も総合的に考慮し、判断することとします。

○リサイクルの可視化の促進

- ・分別したものがどのように再資源化されているかを排出者に明らかにすることで、より質の高いリサイクルの取組みが促進されることが期待されます。
- ・このため、「大阪府リサイクル社会推進会議」が平成 **22** 年 **3** 月に循環資源が適正に再生・再資源化される過程を明確化することを目的として提案した「リサイクル管理票制度」の普及・啓発に努めます。

以下略